# 突合点検に係る帳票等

### 【薬局用】

令和 6年 5月

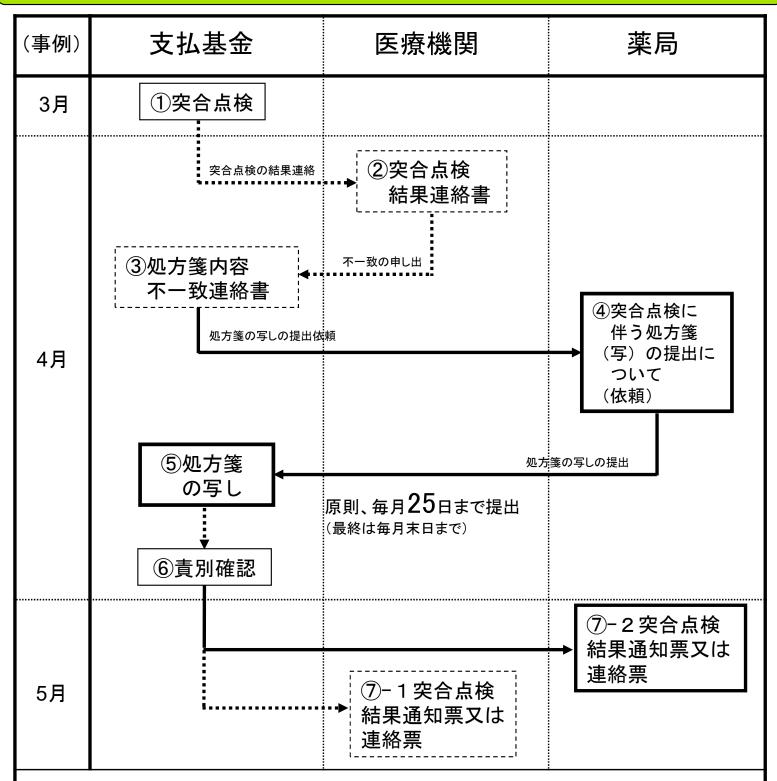
社会保険診療報酬支払基金

## 【目次】

1	突合点検に係る責別確認の流れ	•••••	P1
2	突合点検に伴う処方箋(写)の提出について (依頼)(機械様式第119号の1)		P2
3	<b>突合点検調整額連絡票(薬局)</b> (機械様式第120号の4) (査定分に係る費用を保険医療機関から調整した場合)	••••	P2
4	<b>突合点検調整額通知票(薬局)</b> (機械様式第120号の7) (責別確認の結果、査定分に係る費用を保険薬局から調整した場合)		Р3

### 保険薬局の場合

### 1. 突合点検に係る責別確認の流れ



- ・ 処方箋の写しの提出期限は、原則、保険薬局に「処方箋(写)提出依頼書」が届いた月の25日(必着)とします。
- ・ 処方箋の写しが25日までに提出された場合は、責別確認を当月中に行い、レセプト請求月の翌月請求分の 支払額から調整します。 ただし、処方箋の写しがその月の末日までに提出された場合は、責別確認を翌月に行い、レセプト請求月の 翌々月請求分の支払額から調整します。
- ・ 保険薬局に「処方箋(写)提出依頼書」が届いた月の末日までに処方箋の写しを提出されなかった場合は、 原則、突合点検による査定額をレセプト請求月の翌々月請求分に係る保険薬局の支払額から調整します。

#### 2. 突合点検に伴う処方箋(写)の提出について(依頼) (機械様式第119号の1)

この帳票は、「突合点検に係る責別確認の流れ」の④に該当します。

(機械様式第119号の1) 突合点検に伴う処方箋(写)の提出について(依頼)										
薬局コード : 12-34567 作成日:令和(	00年00月00日									
保険薬局名称 : 支払基金薬局 御中 社会份	<b>R</b> 険診療報酬支払基金									
令和○○年○○月処理分において突合点検を行った結果、保険医療機関に対して処方内容が不適切であるとの連絡をしたところ、保険医療機関が発行した処方箋の内容(ジェネリック医薬品への変更を除く。)と相違するとの連絡がありました。 つきましては、処方箋による確認を行うため、下記の患者の処方箋(写)を令和○年○月○日までに提出頂きますようお願いいたします。										
医療機関情報										
診療年月 保験者番号 記号・番号 生者氏名 性別 生年月日 府 点 医療機関名称 受給者番号 受給者番号 な 異 医療機関名称 要表 と	備考									
R4.6月 06-13-2013 1000 1234567890 基金 太郎 男 13 1 1234567 医療法人 基金病院	13-4-3456789									
外一     12-34-5678     1234567     S12.1.1       R4.6月     06-13-8700     2000     654321     基金 次郎     男 13 1 1234567     医療法人 基金病院       本外     S40.2.10										
<b>突合点検に伴う処方箋(写)の提出について(依頼) (機械様式第119号の1)</b> 処方箋の写しを提出していただく患者について、保険薬局へお知らせする帳票です。 突合点検を行った結果について、交付した処方箋の内容と相違している旨、保険医療機関から申し出があった場合、 突合点検による査定内容が、保険医療機関の処方箋の内容が不適切であったことによるものか又は処方箋の内容と異なる調剤を保険薬局が行ったことによるものかを判断するため、処方箋の写しにより確認を行います。 当該帳票に記載された患者の処方箋の写しを保険薬局の所在地の審査委員会事務局宛て郵送により、「処方箋(写) 提出依頼書」が保険薬局に届いた月の <u>25日(必着)</u> までに提出願います。										
1 提出いただきました処方箋(写)は、突合点検に係る審査の参考として確認後、支払基金において廃棄処分とさせていただきます。										
使出いたださました処力後(写)は、突台黒模に係る審査の参考として確認後、支払基金において廃棄処分とさせていたださます。     2 処力後(写)につきましては、支払基金の業務に用いるものであり、個人情報保護法第18条第3項に定める場合のほか、本人の同意なくして他の利用目的に使用で診察年月は、保険医療機関において処方箋を交付した月です。     3 診療年月は、保険医療機関において処方箋を交付した月です。     4 3者以上の併用分の場合、2つ目以降の公費負担者番号及び受給者番号は省略します。 5 廃止保険薬局等にあっては、備考欄に継承前薬局コードを印字しま										

#### 3. 突合点検調整額連絡票(薬局) (機械様式第120号の4)

(処方箋内容不一致連絡書による申し出がなく、査定分に係る費用を保険医療機関から調整した場合)この帳票は、「突合点検に係る責別確認の流れ」の⑦-2の連絡票です。

(機械様式第120号の4)			突合点検調整	(局) ページ	1		
	: <u>支払</u> : 4 そ合点検等に係	2-34567   本基金薬局	御中	た保除医療機関かた	調戦」ましたこし	社会保険診療報酬支払基	金
療年月区分	保険者番号 (継承前) 受給者番号 主保険者	患者氏名 生年月日 整理番号	調整金額 日数 点数 一部負担金	調整支給額 回数 基準額 標準負担額	増減点 (番号)、項目、事由	増減点内容	1
0406 本 外	0613****	基金 太郎 S55. 09.20 00000000123456789	-2, 100 -300			【医療機関コード】 78-54321 【所在地】 ○○○ 【名 称】 ○○○病院	
					- 300 99	請求内容 6/11 処方月日 6/11 調剤月日 6/11 (内 服) 1日1回朝食後 A:療養担当規則等に照らし、医学的に保険診療上適応とならないもの ○○錠 2錠 単位薬剤料点 ** 調剤数量 ** 薬剤調製料 ** 調剤管理料 ** 審査結果の理由等:『○○錠の効能・効果に示されている傷病名、状態 ・病態または当該薬剤を必要とする症状詳記等の記載がありません。』 30×10 → 0	
0406	突合点検	調整額連絡票(多 等に係る査定内容 費用を <u>保険医療</u> 標 請求月の翌月請え	字について、保限 機関への支払額 対分に係る「増設	食医療機関から から調整した場 減点連絡書」等	。「処方箋内 場合に通知す ほに併せて連	  容不一致連絡書」による <u>申し出がなく</u> 、査定  -る帳票です。	
	件数	合計調整金額 合計	+地敷支公分	英数字は以下のとおり	50 10 2000	代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置の金額を表示してい	4

#### 4. 突合点検調整額通知票(薬局) (機械様式第120号の7)

(責別確認の結果、査定分に係る費用を保険薬局から調整した場合)

この帳票は、「突合点検に係る責別確認の流れ」の⑦-2の<u>通知票</u>です。\*2

	第120号	の7) 2−34567		突合点検調整	額通知票(薬	(局) ベージ	1
薬局名	: 支払	A基金薬局	御中			社会保険診療報酬支払基	も金
		系る減点内容について、処 別分において、減点分に係			知いたします。		
診療年月区分	保険者番号 (継承前) 受給者番号 主保険者	患者氏名 生年月日 整理番号	調整金額 日数 点数 一部負担金	調整支給額 回数 基準額 標準負担額	增減点 (番号)、項目、事由	增減点內容	備考
0406 本 外	0613****	基金 太郎 S55. 09.20 00000000123456789	-2, 100 -300			【医療機関コード】 78-54321 【所在地】 ○○○ 【名 称】 ○○○病院	
					- 300 99	請求内容 6 $/11$ 処方月日 6 $/11$ 調剤月日 6 $/11$ (内 服) $111$ 回朝食後 A:嫁養担当規則等に照らし、医学的に保険診療上適応とならないもの $\bigcirc\bigcirc$ 能 2 能	
			佐老畑の	の英数字は以下のとおり	) です。		
i .	件数 2	合計調整金額 合計 -3,864		検者「42-13-60 レセプトにより再審査記		代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置の金額を表示してい す。	ます。

\*2 調剤薬局へ「突合点検調整額通知票」が連絡された場合は、医療機関へ「突合点検調整額連絡票」が連絡されます。